

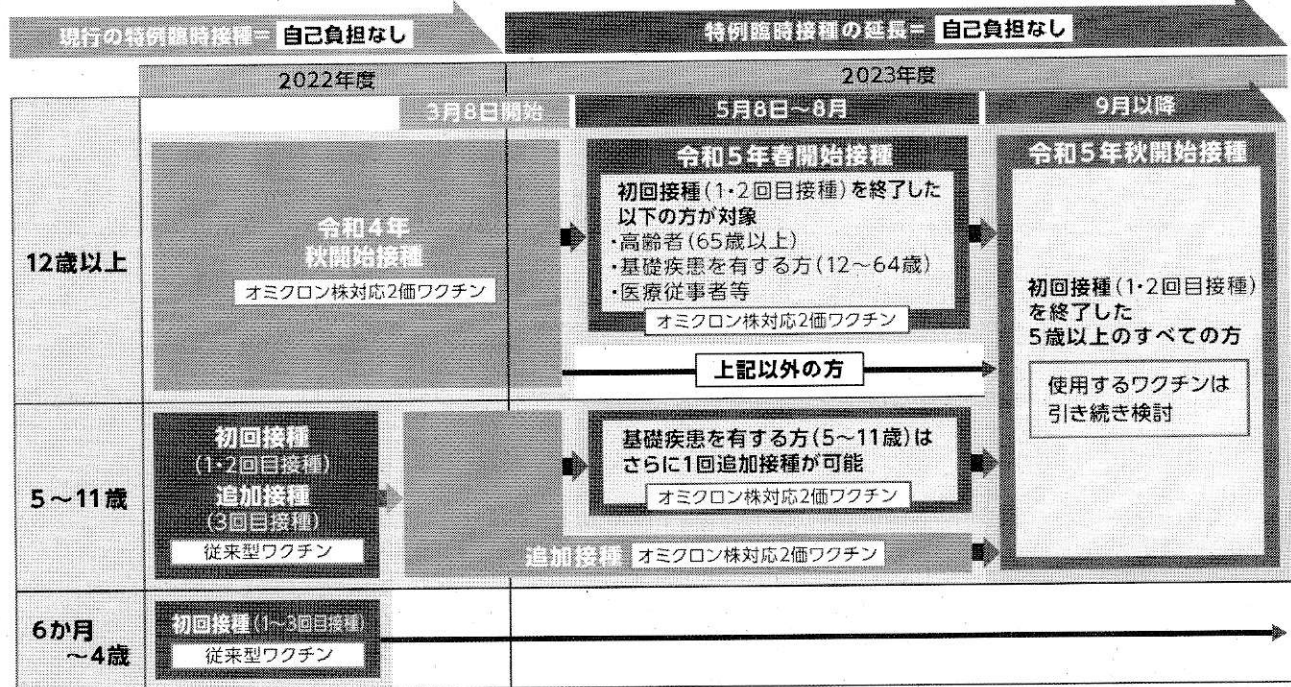


新型コロナウイルスワクチン接種についてのお知らせ



令和5年度も、すべての方に自己負担なしで  
新型コロナウイルスワクチンを接種いただけます。

令和5年度における新型コロナウイルスワクチンの接種のイメージ



(※)3月8日以降は追加接種にはオミクロン株対応2価ワクチンを用いることになります。

よくあるご質問

Q1. 65歳以上の高齢者は令和5年度は必ず2回ワクチンを接種しなければならないのでしょうか？

A1. 65歳以上の高齢者の方など重症化リスクが高い方については、国の審議会において、ワクチンの効果や持続期間等を踏まえて通常、秋から冬に1回のところを、前倒しで1回追加することが望ましいとされました。  
接種は義務ではなく個人の判断によるものですが、令和5年度は、春から夏の時期(5月8日～8月末まで)と秋から冬の時期(令和5年9月～)の2回の接種をお勧めしています。

Q2. なぜ5月から令和5年度の接種が始まるのですか？

最後にワクチンを打ってからどれくらい間隔をあけてワクチンを打てばよいのですか？

A2. 65歳以上の方には、春から夏の時期(5月8日～8月末まで)と秋から冬の時期(令和5年9月～)の2回の接種をお勧めしています。これは、新型コロナの流行が見込まれる時期等を勘案し、一定期間の間に、接種を行うものです。  
ここ数年、年末年始に流行がみられることから、5歳以上のすべての方を対象として令和5年9月から年末までの間に令和5年秋開始接種を行うことに加え、ワクチンの重症化予防効果は高齢者等では6か月程度で低下するとの報告もあることや、令和4年秋に開始された高齢者の方のオミクロン株対応2価ワクチンの接種のピークは令和4年11月～12月であったことから、高齢者の方等を対象に令和5年春開始接種を5月に開始します。  
いずれの方についても、最終接種からの接種間隔は薬事上少なくとも3か月以上あけることとなっていますが、必ずしも3か月後に打つことをお勧めしているものではありません。接種を希望される方は、国が推奨している時期に接種を行うようにしましょう。

令和4年秋開始接種は令和5年5月7日で終了しますので、まだ令和4年秋開始接種を受けていない方のうち令和5年春開始接種の対象者でない方(健常な12歳以上65歳未満の方)は、令和4年秋開始接種を希望される場合には、必ず令和5年5月7日までに接種してください。

接種券については市町村ごとに対応が異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

## 国民健康保険税に係る令和5年度税制改正について

### 1 低所得者に係る軽減判定所得の引き上げ

(令和5年度課税分から実施予定)

内容：均等割額・平等割額の5割軽減・2割軽減世帯の軽減判定基準額の引き上げ

区分	令和4年度		令和5年度(予定)	
	前年の所得額		前年の所得額	
7割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数-1) × 10万円 以下の世帯		基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数-1) × 10万円 以下の世帯	
5割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + 被保険者数 × <b>28万5千円</b> 以下の世帯		基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + 被保険者数 × <b>29万円</b> 以下の世帯	
2割軽減	基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + 被保険者数 × <b>52万円</b> 以下の世帯		基礎控除額(43万円) + (給与所得者等の数-1) × 10万円 + 被保険者数 × <b>53万5千円</b> 以下の世帯	

### 2 課税限度額の引き上げ(令和6年度課税分から実施予定)

内容：国民健康保険税の課税限度額の引き上げ

区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度(予定)	改正内容
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度		
基礎課税額	63万円	※ 65万円	63万円	65万円	65万円	据え置き
後期高齢者支援金等課税額	19万円	※ 20万円	19万円	20万円	22万円	2万円引き上げ
介護納付金課税額	17万円	17万円	17万円	17万円	17万円	据え置き
合計	99万円	102万円	99万円	102万円	104万円	2万円引き上げ

※令和5年度基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額については、令和4年度税制改正に伴う引き上げを1年遅れの適用として2万円、1万円の合計3万円引き上げている。